

## 1 事業全体について

問1 この補助金は、何年度までの事業か。

- 本事業は令和8年度から開始しており、令和10年度まで継続して実施する予定です。
- なお、予算の執行については、毎年県議会の承認を経て可能となります。

問2 補助上限額 250,000 円については、一経営体（法人等）毎か、一事業所毎か。また、受け入れている外国人材の人数によって変わるものか。

- 一経営体毎になりますので、複数の事業所がある法人については、各事業所における補助対象事業を全てまとめたものを法人として一括で申請いただくようお願いします。
- また、本上限額は、受け入れている外国人材の人数に応じたものではありません。一人あたりの補助上限額ではありませんので、御注意ください。

問3 上限額に至るまでは、年度内に複数回の申請を行うことも可能か。

- 原則1回とし、申請時に年間計画をまとめた上で申請していただくようお願いします。ただし、やむを得ない事情があり、複数回に分けて申請したい場合には、チラシの担当窓口まで、個別に御相談ください。
- なお、申請後に事業の中止や内容変更が生じた場合は、変更承認申請書（様式第5号）を提出いただき、申請内容や申請額を調整することになります。
- 当事業は、令和8年度から令和10年度まで継続して実施予定ですが、できるだけ多くの事業所に補助金を活用していただくため、1事業実施主体あたり、3年間で1回限りの補助金交付となります。

問4 対象となる産業分野や在留資格の制限はあるか。

- 農業（耕種、畜産）が対象です。
- また、対象となる在留資格については、就労を主たる目的とした在留資格に限ることとし、具体的には、技能実習や特定技能、技術・人文知識・国際業務などが該当します。  
なお、永住者や日本人の配偶者等、身分・地位に基づく在留資格や、留学生のアルバイトなどの資格外活動等については、対象外となります。
- 例外として、出入国在留管理庁の「本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置」（令和6年10月改訂）に基づき、在留資格「特定活動」として県内で就労されているミャンマー人について、就労が確認できる書類を御提出いただければ、本補助金における在留資格の対象とします。

問5 補助対象期間より前に着手・支援を始めた内容のうち、補助対象期間内に該当する内容を申請することは可能か。

- 交付決定日の前に既に着手・支援している事業については、補助対象外です。

## 2 補助対象事業について

### 問1 農業者が行う外国人材の育成の取組に係る費用とは、どのようなものか。

- 外国人材向けの作業指示書や就業規則の作成費用や、農業技術の習得に向けて刈払機やドローンなどの講習に要する費用等が該当します。詳しくは、チラシや実施要領の別表1 補助対象経費（外国人材育成体制構築事業）を御参照ください。

### 問2 補助対象にならない経費とは、具体的にどのようなものがあるか。

- 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するものは対象外です。具体的には、次のような経費になります。

(例)

- ・自動車運転免許の取得に係る費用
- ・在留資格の変更や在留期間の更新に係る法定手数料

### 問3 資格取得のための検定等の受験に備え、外部で開催される研修や勉強会に参加させる場合について、交通費等において宿泊費やガソリン代は対象となるか。

- 宿泊費については、研修日程が分かるチラシやWeb サイト等を提示した上で、それに応じた適切な費用が請求されていると県が認めた場合には、補助対象とします。
- ガソリン代については、外部で開催される研修や勉強会に赴く際に使用したガソリン代を、企業等が負担する場合に限り、補助対象とします。ガソリン代を請求する場合は、実績報告の際に、企業等と研修先等の往復の距離が分かる書類（Google Map 等のスクリーンショット）を御提出いただく必要があります。なお、原則として、県が定めるガソリン単価に基づき、御提出いただいた書類から交付額を算出しますが、高速道路の利用など、合理的な理由がある場合にはこの限りではありません。

また、飛行機を利用する場合は、計画的な研修内容であることを原則とするため、早割チケットなどを選択し、利用するとともに、実績報告の際は、当該研修の必要性を明らかにするようお願いいたします。

### 問4 学習等に用いるパソコンやタブレット、イヤホンなどの機器や、Wi-Fi の設置費用は対象となるか。

- 本事業の目的以外でも使用することが可能であるため、補助対象外です。

### 問5 オンライン研修受講にかかる通信費や電気代は対象となるか。

- 本事業にのみ使用したことを確認することが困難であるため、補助対象外です。

### 問6 新規で受け入れ予定の外国人材に係る費用は、補助対象外となるか。

- 補助対象期間内に入国・在籍する予定がある場合には、補助対象として認める場合があります。新規受け入れに係る費用については、個別の状況により判断が異なるため、申請の際、事前に県まで御相談ください。

**問7 外国人材育成体制構築事業費補助金を活用する場合、宮崎県外国人材定着促進支援補助金も活用できるのか。**

- 当事業と補助対象経費の重複がなければ、活用は可能です。  
在留資格の更新費用や日本語教育費用については、宮崎県外国人材定着促進支援事業費補助金をご活用ください。  
(活用例)  
外国人材育成体制構築事業費補助金：刈払機やドローン講習費用  
宮崎県外国人材定着促進支援事業費補助金：在留資格の更新費用、日本語教育費用

### 3 事務手続きについて

**問1 申請書類の書き方が分からない。**

- 県ホームページに、交付申請から補助金交付までの大まかな流れを示した「事務手続きスケジュール」や、各書類の「記入例集」を掲載しています。これらを御参照いただき、手順に沿って作成をお願いします。

**問2 申請手続きを行う際、参加を予定している研修が複数ある場合、どのように対応すれば良いか。**

- 原則申請の時点で内容を確定した上で、申請手続きを行うようお願いします。やむを得ず、申請時に御提出いただいた内容と異なる研修を受講することになった場合には、その時点で御相談ください。ただし、交付決定額が補助金額の上限となります。

**問3 申請した書類は、どのように審査されるのか。**

- 御提出いただいた申請書類に不備や記載漏れ等がないかを確認した上で、申請内容のうち、補助対象外のものがないかを審査します。  
また、御提出いただいた申請書類の審査順は、チラシの担当窓口に記載されている担当窓口で受領した順とします。なお、申請書類に補正の必要があり、申請期間最終日の7月30日(木)までに補正完了した書類を御提出いただけなかった場合は、補正完了の時点を受付順とします。

**問4 申請期間が7月30日(木)までとなっているが、この期間以外は申請できないのか。**

- 申請は7月30日(木)必着です。申請期限内の御申請をお願いします。
- また、申請期間内であっても、予算の上限に達した時点で受け付けを終了いたします。申請を検討されている場合は、早めのお手続きをお願いします。なお、申請状況や予算の執行状況を踏まえ、二次募集を実施する可能性がございます。  
受け付け終了や二次募集の実施については、いずれの場合も県ホームページにて御案内しますので、最新の情報を御確認ください。

**問5 計画変更書を提出する必要があるのは、どのような場合か。**

- 宮崎県農業経営支援事業費補助金交付要綱の第9条に記載のとおり、補助金等の交付に関する規則(以下、「規則」という。)第10条第2項ただし書の規定により、知事の定める軽微な変更の範囲

を、補助対象経費の合計額の30パーセント以内の増減としているため、その範囲内に該当する場合は、計画変更書の提出は不要となります。

その範囲を超える場合に加え、規則第10号第2項各号に定める以下の場合に該当する際には、変更承認申請書（様式第5号）を提出していただく必要があります。

- ・事業計画書、収支予算書その他第3条の規定により知事に提出した書類の内容を変更しようとするとき。
- ・補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- ・補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったとき。

**問6 実績報告に添付する予定であった、支払いが確認できる書類の一部を処分してしまった場合、その分の経費は請求が出来なくなるのか。**

- 支払いが確認できる書類等を県に提示できない場合、その分の経費の請求は認められません。実績報告の際に漏れなく添付できるように、厳重に管理を行ってください。

**問7 実績報告の提出後から補助金の支払いがあるまで、おおよそどのくらいの期間を要するのか。**

- 実績報告書の受領後、速やかに内容の確認を行い、補正等の必要がなければ補助金額の確定を通知し、請求書を御提出いただきます。請求書の受領後、会計処理に約2週間かかるため、交付までの期間は、実績報告を御提出いただいてから約3週間を予定しています。

**問8 実施要領別表2の配分基準表に記載される書類がないと、補助事業を活用できないのか。**

- 提出がなくとも、補助事業の活用は可能です。  
ただし、要望が多い場合に、配分基準表を参考に採択を決定することとなりますので、配点を希望する場合は配分基準表の根拠資料を提出してください。